

(整理番号 0616)

令和6年度 栃木地方最低賃金審議会

第1回 栃木県塗料製造業最低賃金専門部会 議事要旨

公 開

開 催 日 時	令和6年10月2日(水) 9時00分～11時30分					
出 席 状 況	公 益 代表委員	出席3人	労 働 者 代表委員	出席3人	使 用 者 代表委員	出席3人
		定数3人		定数3人		定数3人
主 要 議 題	1 栃木県特定最低賃金の金額改定について 2 その他					
議事録・議事要旨	議 事 要 旨					
<p>1 部会長及び部会長代理の選任</p> <p>最低賃金法第25条第4項において準用する同法第24条の規定により、部会長・藤井委員、部会長代理・杉田委員の就任が議決された。</p> <p>2 栃木県特定最低賃金の金額改定について</p> <p>(1) 栃木県特定最低賃金専門部会運営規程の確認。</p> <p>本年度より特定最低賃金専門部会においても地賃専門部会と同様に「公開」とし運用すること、ただし、「公開は公労使三者が揃う場面とし、公労協議・公使協議及び公労使三者が揃う場面でも「採決」の場面は非公開となる。」ことが確認された。</p> <p>(2) 最賃法第25条第5項による改正審議に関する意見書提出の結果報告。</p> <p>(3) 最低賃金法第25条第6項による関係労使からの意見聴取及び実地視察について、専門部会の労使それぞれの委員が意見を述べることにより意見聴取に代え、実地視察については、労使それぞれの委員が当産業の代表として推薦されていることから、これを行わないことを議決した。</p> <p>(4) 最賃審議会令第6条第5項の決議事項について確認。</p> <p>(5) 労働者代表委員の見解及び主張</p> <p><金額審議に臨むに当たっての基本的な考え方></p> <p>塗料製造業は、依然として3K(きつい、きたない、危険)の実態のある職場であり、職場環境に見合った人材投資(賃金引上げ)を行わなければ、他業種への人材流出の懸念があると考え、を考慮する。</p> <p><金額提示></p> <p>①79円引き上げ(労働協約の最低額)</p> <p>②60円引き上げ(現行特定最賃に栃木県最低賃金改定率5.24%を掛けたものに労働環境の特殊性を考慮したもの)</p> <p>③56円引き上げ(現行特定最賃に栃木県最低賃金改定率5.24%を掛けたもの)</p>						

(6) 使用者代表委員の見解及び主張

<金額審議に臨むに当たっての基本的な考え方>

原材料費及びエネルギーの高騰、社会保険加入対象の拡大、価格転嫁が進まないという現状を踏まえ、特定最賃を決めるにあたって最優先されるべきは「事業の継続」と「雇用の維持」であり、賃金改定調査結果の第4表を最も重視したい。

<金額提示>

- ①24円引き上げ（令和6年賃金改定状況調査結果第4表①の男・Bランク・製造業の賃金上昇率2.3%を現行特定最賃にかけたもの）
- ②29円引き上げ（令和6年賃金改定状況調査結果第4表③の一般・Bランク・製造業の賃金上昇率2.7%を現行特定最賃にかけたもの）
- ③31円引き上げ（令和6年賃金改定状況調査結果第4表①の女・Bランク・産業計の賃金上昇率2.9%を現行特定最賃にかけたもの）

3 その他

次回開催日の確認をした。

令和6年10月21日（月）13時30分～第2回栃木県塗料製造業最低賃金専門部会